

〒260-0015

千葉県千葉市中央区富士見2-8-14エキニア千葉2階

株式会社ミャオ

代表取締役社長 松本 龍一 様

## 通知書

令和7年12月11日

〒816-0811

福岡県春日市春日公園8丁目23-2

春日公園ガーデンハウス301

本茅知財総合事務所

株式会社木寺石油代理人

弁理士 本茅 伸介

弁理士 北村 佳代子

電話・fax 092-582-1610

冠省 当職らは、佐賀県武雄市武雄町大字武雄5625番地の1 木寺石油株式会社（以下、「依頼人」と言います。）の代理人として、以下のとおり通知いたします。

1 依頼人は、下記登録商標（以下、本件商標）に係る商標権者であり、本件商標を使用した役務を営んでおります。

添付の商標原簿を併せてご確認ください。

### 記

1. 登録商標： Myao

2. 登録番号： 第6651699号

3. 登録日： 令和4年12月13日

4. 指定役務：

第41類 動物の調教、動物の供覧、動物の供覧に関する情報の提供

第43類 飲食物の提供、動物の宿泊施設の提供、展示施設の貸与

第44類 動物の飼育、愛玩動物の飼い主又は里親の斡旋、愛玩動物の飼い主又は里親の募集に関する情報の提供

2 当方では、貴殿が運営されているウェブサイト (<http://myao.fun/>) 並びに、X (<https://x.com/CafeMyao/>) 及び Facebook (<https://www.facebook.com/cafemyao/>) などの SNS において、さらには、ホットペッパーグルメなどの情報誌 (<https://www.hotpepper.jp/strJ003581806/>) において、「Myao」若しくは「ミャオ」という文字標章をそのままの態様で、或いは前記文字標章を「猫カフェ」又は「ロゴデザイン」と組合せた、いわゆる結合標章の態様で、商標的な使用を幅広くされている事実を確認致しました。

貴殿が上記の態様で、本件商標の指定役務と同一又は類似する役務を提供又は広告する行為は、本件商標権（商標法第 25 条、第 37 条第 1 号）を侵害するものです。

具体的には、貴殿の行為は、商標法第 2 条第 3 項第 7 号に規定する「電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為」または、同じく第 8 号に規定する「役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」に該当する本件商標の「使用」であり、明白な本件商標権の侵害行為です。

つきましては、本書面到達後、直ちに、本件商標に係る「Myao」及びこれに類似する一切の標章の商標的な使用を中止していただくための措置検討を要求いたします。

当依頼人の意向としましては、貴殿が本書面受領後速やかに上記標章の使用を全面的に中止されるのであれば、現時点では、過去の使用に対する損害賠償請求等の法的措置は見合わせる所存です。

3 本書面到達後、14 日以内に上記措置検討を執られた上、その措置の具体的内容と今後は本件商標に係る「Myao」及びこれに類似する標章の商標的な使用をしない旨の表明を、書面にて当職宛（弁理士 本多伸介）へご回答下さい。

4 当方ではいたずらに争いを望むものではありませんが、貴殿による標章の使用中止の意思と事実を確認できない場合、または、誠意あるご対応をいただけない場合には、当依頼人は、弁護士に依頼の上、使用差止請求、損害賠償請求、並びに不当利得返還請求等の民事訴訟の提起、その他必要な法的措置を講じることが検討せざるを得ません。

以上、先ずは書中をもちまして、当依頼人の意向及び要求をお伝え致します。

早々